

令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長時田将は、令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会を鎌ヶ谷市役所本庁舎地下団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和6年5月10日（金） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 古川 和昭 委員 | 2. 高橋 雅浩 委員 | 3. 川村 誠司 委員 |
| 4. 石井 晃 委員 | 5. 板橋 睦男 委員 | 6. 熊谷 弘和 委員 |
| 7. 石井 正美 委員 | 8. 奥山 喜和子委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 山田 芳裕 委員 | 11. 皆川 利一 委員 | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 尾形 真宏 委員 | 飯田 展久 委員 |
| 鈴木 久夫 委員 | 渋谷 庄司 委員 | |

3 事務局出席者

出席職員 3名

- | |
|-------------|
| 事務局長 市村 昌子 |
| 事務局次長 浅海 一洋 |
| 主 査 小島 敏 |

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

- | | |
|----------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第2号 令和5年度最適化活動の点検・評価（案）について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 1件 |
| 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について | 4件 |
| 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について | 5件 |
| 報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について | 2件 |

5 開 会 午後4時00分

時田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、
1番、古川和昭委員、

2番、高橋雅浩委員を指名いたします。

時田 議長

お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長

ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は3班です。

古川和昭班長より総括報告をお願いいたします。

古川 班長

議長

時田 議長

1番、古川和昭班長

古川 班長

3班の現地調査の報告をいたします。

5月2日午後2時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員3名、時田会長、山田会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第4条の規定による許可申請について1件です。

3班といたしましては、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で3班の総括報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

時田 議長

それでは、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

時田 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

小島 主査

議長

時田 議長

小島主査

小島 主査

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、をご説明いたします。

申請地は、畑2筆、合計面積89平方メートルの自己用住宅敷地拡張用地です。

申請理由は、申請人は現在の宅地を相続により贈与され、その当時から隣接農地を不足分の駐車場等として使用していたものを、今回、追認許可により申請するもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内に浸透枳を設置してあり、畑との境界にブロック3段積み及びあぜ波板等を設置していることにより土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分は、半径1キロメートル以内に鉄道の駅があり、当該区域内の

宅地割合が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当します。代替性につきましては、宅地に隣接していることから、他の土地では代替えがきかないものと思われま

せん。資金につきましては、新たに設置するものなどもないことから、ございません。

関係法令につきましても、ございません。

なお、信用につきましては、当該地を違反転用により使用していたものの、始末書の提出があり、今後は農地法を遵守するとの記載があること、また、その他に特に違反等がないことから、問題はないものと思われま

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

尾形 委員 議長

時田 議長 尾形真宏推進委員

尾形 委員 議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、を報告いたします。

5月2日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑2筆、合計面積89平方メートルの違反転用地です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、追認許可申請地であることから、始末書の提出があったものの、今後は農地法を遵守すること、また、許可後は速やかに工事完了報告書を提出及び転用事実確認証明願を提出し、地目変更登記を行うよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第2号令和5年度最適化活動の点検・評価(案)について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

時田 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の4ページから9ページまでをご覧ください。

議案第2号令和5年度最適化活動の点検・評価（案）について、をご説明いたします。

本件は、農林水産省経営局長通知に基づき設定した農業委員会、及び推進委員の活動について点検・評価を行うものです。

6ページをご覧ください。1、最適化活動の成果目標につきましては、（1）農地の集積目標10パーセントに対して、実績は3.9パーセントと目標を達成できませんでした。次に（2）遊休農地の発生防止・解消につきましては、緑区分の解消目標面積0.6ヘクタールに対し、実績は0パーセントでした。また、黄区分の解消のための工程表の策定につきましては、市、JA及び農業事務所と解消に向けた意見交換を行いました。工程表は策定しておりません。次に7ページ（3）新規参入の促進につきましては、農地所有者の同意を得る農地面積の目標0.2ヘクタールに対して、実績は0.2ヘクタールと目標どおりとなりました。

続きまして、8ページの最適化活動の活動目標につきましては、9月、10月及び11月と3か月の強化月間を実施いたしました。

次に、9ページ新規参入相談会への参加につきましては、10月に新規就農相談会を実施いたしました。

以上を踏まえ、農業委員会の目標の達成状況、及び推進委員の目標の達成状況は、農林水産省経営局農地政策課長通知の目標の達成状況の評語の適用方法により集計した結果、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。

皆様のご審議よろしく願いいたします。

時田 議長 それでは質疑に入ります。

（「なし」との声多数あり）

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第2号について、事務局説明のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

時田 議長 全員賛成により、議案第2号は可決されました。

時田 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から第4号までを事務局から報告願います。

小島 主査 議長

時田 議長
小島 主査

小島主査

議案書の10ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件につきましては、内容等に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

続きまして、議案書11ページから13ページをご覧ください。

報告第2号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について4件、報告第3号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について5件の合計9件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書14ページをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について2件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていたので、事務局長専決により、証明書を発行いたしました。

以上です。

時田 議長
時田 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

以上で、令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会を閉会いたします。
皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時20分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 6年 6月 11日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 將

鎌ヶ谷市農業委員会委員 古川 和昭

鎌ヶ谷市農業委員会委員 高橋 雅浩